

企 発 第 145 号

平成 17 年 10 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」及び「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針(案)」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

8月30日に貴会より公表されました公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 株主資本等変動計算書はB / S、P / Lと並ぶ主要な財務諸表となり、かつ、商法を適用する全ての会社に対して作成義務を負わせることになるが、本公開草案は会社法の変更に伴うものと、所謂、概念フレームワークとの整合性の観点から従来の表示方法を変えているものが渾然一体となっていることから、一般の経理実務担当者には分かりづらいのではないかと思われ、その背景については十分な説明が必要と考える。表示区分が企業会計基準公開草案第六号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』に従うこととなっているが、そのエッセンスを要約して説明する(つまり、第六号の背景、考え方等を要約した形で本基準の「結論の背景」に記載する)と良いと思われます。
2. 財務諸表等規則、連結財務諸表規則での取り扱い(利益処分計算書、連結剰余金計算書の取り扱い)については、今後(10月以降)改訂される連結財務諸表規則等の改訂時に明確にして頂きたい。
3. 連結株主資本等変動計算書においては、株主資本の各項目の変動事由ごとの金額に重要性が乏しいものを一括して表示できるとされているが、金額の重要性の判断の拠り所を明示して頂きたい。

4. 基準案第10項の注記事項に関して、注記事項として要請されている

- ・発行済株式の種類及び総数
- ・自己株式の種類及び株式数

については、会計基準案第7号「自己株式及び準備金の・・・」公開草案では、貸借対照表及び連結貸借対照表の注記事項とされている。同じ注記が2種類の財務諸表に記載されることになると考えられるので、どちらかの注記事項に一本化して頂きたい。

また、有価証券報告書等にて「株式の状況」及び「資本金等明細表」において情報が重複するものがあるので内閣布令や財務諸表等規則・連結財務諸表規則及びガイドラインの見直しにより事務負担の軽減をお願いしたい。

5. 以下適用指針案に関しまして、

(1) 適用指針第6項「変動事由の表示」の記載順番と様式例(横書き)の変動事由例の記載順番が統一されていないので概ね合致させた形での例示にしていきたい。

(例えば、第6項の変動事由の1行目は当期純損益であるが、様式例では圧縮積立金の取崩しの下にあるなどの違いがあり、実務上はどのような配列にするか混乱すると思われる)

(2) 適用指針の第13項にてその他有価証券評価差額について、損益への振替額を当該損益額に税効果を調整した後の額としているが、回収可能性が見込めないため税効果を計上しない場合においても、本記載文章では税効果を計上したかのようにして振替額を記載することを求めているように解釈できることから、記載に配慮をお願いしたい。また、税効果の調整額は、損益への振替えがなされた事業年度の法定実効税率を使用するとあるが、このように適用税率を限定する背景・理由をあわせて説明願いたい。

(3) 適用指針の記載例で、基本的には、設例の「前提条件」の記載を丁寧をお願いしたい。即ち、前提条件と実際の表の数値が眼で追える状況にしてほしい。

例えば、設例の2では、1. その他有価証券評価差額金の増減200及び2. 繰延ヘッジ損益の増減120については、P23の注書きの\*1及び\*2を見ないと良くわからないようになっている。少なくとも、前提条件のところにこれらの前提を記載願いたい。設例3についても同様の記述例(後から出てくる注書きをみないと数値の根拠がわからない)があるので、留意願いたい。

(4) 適用指針の記載例で、減資、欠損填補、現物配当などの例も記載願いたい。また現物配当については注記例も記載していただきたい。

(5) 株主にとって配当可能利益は重要な情報であるが、一方で実務ではすでに法定準備金などの表示が廃止されるなど資本の部の表示の変更等を受けた結果、一見して当該情報を把握することが出来ないのが現状となっている。新会社法を受けて四半期単位での配当が可能となることなど、配当の自由化が進む中で、当該計算書はその変動状況を

明らかにしようとする主旨もあることから、これを機に当該計算書であわせて配当可能利益が分かるようにしてはどうかと思われます。具体的には、商法施行規則で定められている純資産額から控除すべき金額を当該計算書に記載する、あるいは注記するようにすることが考えられます。

(6) 1) 第21項で説明のある税務上の積立金については、「法人税等の税額算定を含む決算手続」として当期の会計処理(貸借対照表及び株主資本等変動計算書)に反映させることとなっているが、

株主資本等変動計算書は計算書類の一部であり、会計監査人監査による適法意見があれば株主総会承認は不要で報告のみで足りる(会社法第439条)反面、

剰余金のその他の処分は株主総会決議事項(会社法第452条)となっており、こういった承認手続を踏む必要があるのか説明を頂きたい。

(6) 2) また、未処分利益とその他の任意積立金(別途積立金等)との間の組替は、株主総会決議事項(会社法第452条)となっているが、従来利益処分案で行っていた承認手続きが、株主資本等変動計算書の導入によりどう変更すべきか、その手続きについてもご説明頂きたい。

以 上